

## 上ノ国町アイヌ施策推進地域計画

令和7年9月1日認定

変更後	変更前
<p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業</p> <p>■地域のアイヌ文化記録保存事業</p> <p>アイヌ3大慰霊祭に位置づけられる「コシャマイン慰霊祭」の所作や活動内容のほか、町内に点在するアイヌゆかりの地や聞き取りを通じて、地域におけるアイヌ文化を記録保存し、<b>コシャマイン慰霊祭で撮影した画像を使用して慰霊祭の主旨や所作を解説したパンフレットの印刷を行い、慰霊祭の来場者へアイヌ文化の継承に努める。</b></p> <p>■和人とアイヌの山城ミュージアム整備事業</p> <p>アイヌ資料や御遺骨を収蔵する上之国館調査整備センターは、昭和26年に建設された木造の上ノ国中学校が廃校した後、平成8年度から利用している施設である。</p> <p><b>現状において</b>上之国館調査整備センターの老朽化が著しいため、遊休施設（閉店パチンコ施設）を活用し、アイヌ資料の展示・保管・整理作業を行う施設として改修及び一部新設を行い、積極的かつ適切なアイヌ資料の展示・保管及び御遺骨の保管を予定している。</p> <p><b>当初は、遊休施設周辺の一か所に集約することとしてい</b></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業</p> <p>■地域のアイヌ文化記録保存事業</p> <p>アイヌ3大慰霊祭に位置づけられる「コシャマイン慰霊祭」の所作や活動内容のほか、町内に点在するアイヌゆかりの地や聞き取りを通じて、地域におけるアイヌ文化を記録保存し、アイヌ文化の継承に努める。</p> <p>■和人とアイヌの山城ミュージアム整備事業</p> <p>アイヌ資料や御遺骨を収蔵する上之国館調査整備センターは、昭和26年に建設された木造の上ノ国中学校が廃校した後、平成8年度から利用している施設である。</p> <p><u>現在では</u>上之国館調査整備センターの老朽化が著しいため、遊休施設（閉店パチンコ施設）を活用し、アイヌ資料の展示・保管・整理作業を行う施設として改修及び一部新設を行い、積極的かつ適切なアイヌ資料の展示・保管及び御遺骨の保管を予定している。</p> <p>事業は、令和7年度に基本計画の策定、令和8年度</p>

たが、アイヌ御遺骨の保管場所について、勝山館跡で活動していたアイヌであることから発見場所である勝山館跡に保管したいという要望が地元縁のあるアイヌよりあった。

また、具体的な場所としてはアイヌと和人の共生の歴史を伝えるため、武田信広を祀った夷王山神社とコシャマイン慰霊祭の中間地点の勝山館跡ガイダンス施設周辺にアイヌ御遺骨と副葬品が含まれる重要文化財出土品の保管を兼ねた慰霊施設の建設をコア施設と連携するサテライト施設として予定している。

事業は、令和7・8年度に基本計画の策定、令和8年度基本設計、令和9年度実施設計、令和10・11年度整備工事といったスケジュールで執り進める予定である。

(略)

4-2~4 (略)

#### 5 計画期間

令和7年9月1日から令和12年3月31日まで

#### 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費について

##### (1) 文化振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和7年度～11年度

事業費：999,525千円

##### (2) 地域・産業振興事業

基本設計、令和9年度実施設計、令和10・11年度整備工事といったスケジュールで執り進める予定である。

(略)

4-2~4 (略)

#### 5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和12年3月31日まで

#### 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費について

##### (1) 文化振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費：781,773千円

##### (2) 地域・産業振興事業

事業内容：4—3と同じ

事業期間：令和8年度～令和11年度

事業費：2,643千円

7～10（略）

事業内容：4—3と同じ

事業期間：令和8年度～令和11年度

事業費：2,849千円

7～10（略）

## 上ノ国町アイヌ施策推進地域計画

### 1 アイヌ施策推進地域計画の名称

上ノ国町アイヌ施策推進地域計画

### 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道檜山郡上ノ国町

### 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

#### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

北海道南西部に位置する上ノ国町においては、現在目に見える形でアイヌの存在を確認することが難しい。

一方で、町内に所在する国指定史跡上之国館跡（花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡）の発掘調査によって、室町時代の 15～16 世紀にアイヌと和人が共生していた歴史が確認されているほか、江戸時代の 17 世紀初めのニシン漁で繁栄した重要文化財旧笹浪家住宅周辺の発掘調査でイクパスイ（捧酒箸）、ポンク（弓）及び骨角器のアイヌ資料が出土している。

その中でも象徴的な発見は、勝山館跡後方の夷王山墳墓群で和人墓とアイヌ墓が隣り合うように検出されたことである。宗教観の異なるアイヌや和人の土葬墓が隣り合って構築される様子は、民族・文化・価値観・ライフスタイルなどの違いを積極的に尊重して受け入れる「ダイバーシティ」の概念を彷彿とさせ、アイヌ対和人という二項対立と異なる多様な社会が勝山館跡の中に存在していたことを示唆している。

また、アイヌ墓からは副葬品の他、御遺骨も発見され、上之国館調査整備センターで安置されている。その他、10 万点を超える出土遺物は、北海道南西部における当時の生活や本州と北海道の交易・物資の流通、アイヌと和人の関係を解明する上で欠かせない資料と評価され、平成 20 年 7 月 10 日付で 921 点が重要文化財「北海道上ノ国勝山館跡出土品」に指定されている。

17 世紀初めの資料については、和人地となった上ノ国においてアイヌの活動を知る上で極めて貴重な資料であることから、令和 5 年 11 月 28 日に道指定文化財「勝山館跡宮ノ沢右岸出土品」の指定を受けている。

さらに、檜山管内では唯一のアイヌの慰霊祭「コシャマイン慰霊祭」（主催：コシャマイン慰霊祭実行委員会）が毎年 7 月第一土曜日に勝山館跡周辺で執り行われており、アイヌと地域住民との交流が行われている。

このように上ノ国町は、和人と関わりながら生活をしてきたアイヌの文化を伝える貴重な歴史や資料が数多く残っているにも関わらず、アイヌをテーマにした情報発信は十分と

はいえない現状にある。そのため、上ノ国町の地域性を示すアイヌと和人の共生の歴史を体現する歴史資料を展示し、アイヌ文化の情報発信を行うことが急務となっている。

しかしながら、これら多くの歴史資料の収蔵と展示の拠点となっている上之国館調査整備センターの老朽化が著しいため、適切なアイヌ資料の保存活用が可能な施設の建設を行い、アイヌ文化を語る上で欠かすことのできない室町時代における「アイヌと和人の共生の歴史」の情報発信やアイヌ御遺骨の適切な保管に努める必要がある。

## ○アイヌ関連団体

コシャマイン慰霊祭実行委員会（設立：H5年）

## ○アイヌ文化等関連施設

### ① 上之国館調査整備センター

所在：北海道檜山郡上ノ国町字大留52

現況：昭和26年に建設された廃校となった木造校舎を利用し、勝山館跡などの史跡から出土した陶磁器や金属製品などの出土品約10万点のほか、アイヌ資料やアイヌ御遺骨を収蔵、展示するとともに、出土品の保存・管理・修理も行っている。しかしながら、施設の老朽化が著しいため、適切な保存活用ができていない状況である。

### ② 勝山館跡ガイダンス施設

所在：北海道檜山郡上ノ国町字勝山427

現況：施設では模型や映像で室町時代の交易拠点である勝山館跡を案内するとともに、建物の地下にあるお墓のうち、火葬墓1、火葬の跡1、屈葬土葬墓5の計7基のお墓が発掘されたそのままに型取りして元の位置に再現している。そのほか、発掘調査で出土したアイヌの土葬墓のレプリカや骨角器などを展示している。

### ③ 重要文化財旧笹浪家住宅

所在：北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国236

現況：ニシン漁で栄えた北海道最古とされる民家建築の旧笹浪家住宅及び付属の蔵である。施設では、旧笹浪家に伝わる民俗資料や江戸時代初期のイクパスイなどのアイヌ資料が展示され、近世におけるアイヌと和人の共生の歴史を伝えている。

## (2) アイヌ施策推進計画の目標

上ノ国町歴史文化基本構想（平成29年度刊行）や史跡上之国館跡（花沢館跡 勝山館跡）整備基本活用計画（令和3年度刊行）の中で、史跡上之国館跡を「和人とアイヌの歴史が体感できる国内唯一の中世城館群」と位置づけている。

そのため、改めて浮き彫りになった上ノ国町でのアイヌと和人の共生の歴史を情報発信することで、アイヌの伝統と文化を保存、継承するとともに、アイヌに対する国民の理解を深め、アイヌの誇りが尊重される地域の実現を目指していく。

## (3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業		観光の振興その他の産業の振興に資する事業	
KPI	デジタルアーカイブWEB閲覧数		①デジタルアーカイブ閲覧数 ②勝山館跡ガイダンス施設来館者数	
令和7年 (事業準備)	35,000件/年間			
令和8年	37,500件/年間		①37,500件/年間 ②3,250人/年間	
令和9年 (中間目標)	40,000件/年間		①40,000件/年間 ②3,500人/年間	
令和10年	42,500件/年間		①42,500件/年間 ②3,750人/年間	
令和11年 (最終目標)	45,000件/年間		①45,000件/年間 ②4,000人/年間	

## 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

#### ■地域のアイヌ文化記録保存事業

アイヌ3大慰霊祭に位置づけられる「コシャマイン慰霊祭」の所作や活動内容のほか、町内に点在するアイヌゆかりの地や聞き取りを通じて、地域におけるアイヌ文化を記録保存し、コシャマイン慰霊祭で撮影した画像を使用して慰霊祭の主旨や所作を解説した

パンフレットの印刷を行い、慰霊祭の来場者へアイヌ文化の継承に努める。

#### ■和人とアイヌの山城ミュージアム整備事業

アイヌ資料や御遺骨を収蔵する上之国館調査整備センターは、昭和 26 年に建設された木造の上ノ国中学校が廃校した後、平成 8 年度から利用している施設である。

現状において上之国館調査整備センターの老朽化が著しいため、遊休施設（閉店パチンコ施設）を活用し、アイヌ資料の展示・保管・整理作業を行う施設として改修及び一部新設を行い、積極的かつ適切なアイヌ資料の展示・保管及び御遺骨の保管を予定している。

当初は、遊休施設周辺の一か所に集約することとしていたが、アイヌ御遺骨の保管場所について、勝山館跡で活動していたアイヌであることから発見場所である勝山館跡に保管したいという要望が地元で縁のあるアイヌよりあった。

また、具体的な場所としてはアイヌと和人の共生の歴史を伝えるため、武田信広を祀った夷王山神社とコシヤマイン慰霊祭の中間地点の勝山館跡ガイダンス施設周辺にアイヌ御遺骨と副葬品が含まれる重要文化財出土品の保管を兼ねた慰霊施設の建設をコア施設と連携するサテライト施設として予定している。

事業は、令和 7・8 年度に基本計画の策定、令和 8 年度基本設計、令和 9 年度実施設計、令和 10・11 年度整備工事といったスケジュールで執り進める予定である。

#### ■和人とアイヌの山城ミュージアム建物購入

上之国館調査整備センターの老朽化が著しいため、遊休施設（閉店パチンコ施設）を利活用し、アイヌ資料の展示・保管・整理作業を行う施設とするため、ミュージアムに利活用する既存建物を令和 9 年度に購入する。

### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

※記載事項なし

### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

#### ■地域のアイヌ文化普及啓発看板設置

上ノ国町に隣接する江差町・木古内町・松前町の町境に設置される「北海道和人文化発祥の地」の看板について、先住民としてのアイヌの存在を示すため、看板の内容を地域におけるアイヌ文化を伝える内容に変更する。

#### ■地域のアイヌ文化普及啓発パンフレット製作

上ノ国町のアイヌ文化の特徴である「アイヌと和人の共生の歴史」を町内外の方々へわかりやすく伝えるため、パンフレットを作成してより積極的に地域のアイヌ文化の普及を努める。

#### 4-4 地域内若しくは地域内の交流又は国際交流の促進に資する事業

※記載事項なし

#### 5 計画期間

令和7年9月1日から令和12年3月31日まで

#### 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

##### (1) 文化振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和7年度～令和11年度

事業費：999,525千円

##### (2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和8年度～令和11年度

事業費：2,643千円

#### 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

##### (1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を測るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-1に記載する事業は、アイヌ3大慰霊祭に位置づけられる「コシャマイン慰霊祭」の所作や活動内容のほか、町内に点在するアイヌゆかりの地や聞き取りを通じて、地域におけるアイヌ文化を記録保存し、アイヌに対する歴史認識の薄い北海道南西部におけるアイヌ文化の継承及び普及啓発に努める。

また、アイヌ文化の保存、継承、振興の拠点施設としてその機能の充実を図ることで、アイヌ文化等に触れる機会を創出し、アイヌ文化に対する理解を促進し、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

■ 4-3に記載する事業は、和人目線での歴史認識で作成した看板やパンフレットについて、これまでの発掘調査や研究で明らかとなった地域のアイヌ文化を含めた内容に改め、看板の内容を地域におけるアイヌ文化を伝える内容に変更する。

**(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）**

4の事業については、上ノ国町の事業として実施するものであり、反社会勢力等の関与は無い。また、上之国館調査整備センター改修整備事業は民間企業への委託を想定しているが、町の契約に係る規定により委託先において反社会的勢力等の関与を認めないため、関与の可能性はない。

**(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)**

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である上ノ国町教育委員会社会教育グループが事業者を検討しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程は、事業担当部署である上ノ国町教育委員会社会教育グループが事業の実施を想定し、事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、申請する事業について地域説明会を開きアイヌ関係団体や住民への説明を行うとともに、有識者を含めた町民委員会を設置し地域住民の代表や関係機関から意見聴取している。

**8 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

**(1) 目標の達成状況に係る評価の手法**

3に記載する KPI である勝山館跡ガイダンス施設の入館者数について、実績値を公表する。また、アイヌ文化振興に関する町内外の有識者等による目標達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

**(2) 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容**

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度3月にアイヌ文化振興に関する庁内会議による効果検証を行い、翌年度以降の取組み方針を決定する。

**(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表手法**

目標達成状況に係る評価結果については、町HPに公表する。

- 9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※記載事項なし

- 10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※記載事項なし